

飯山都市計画

(飯山市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

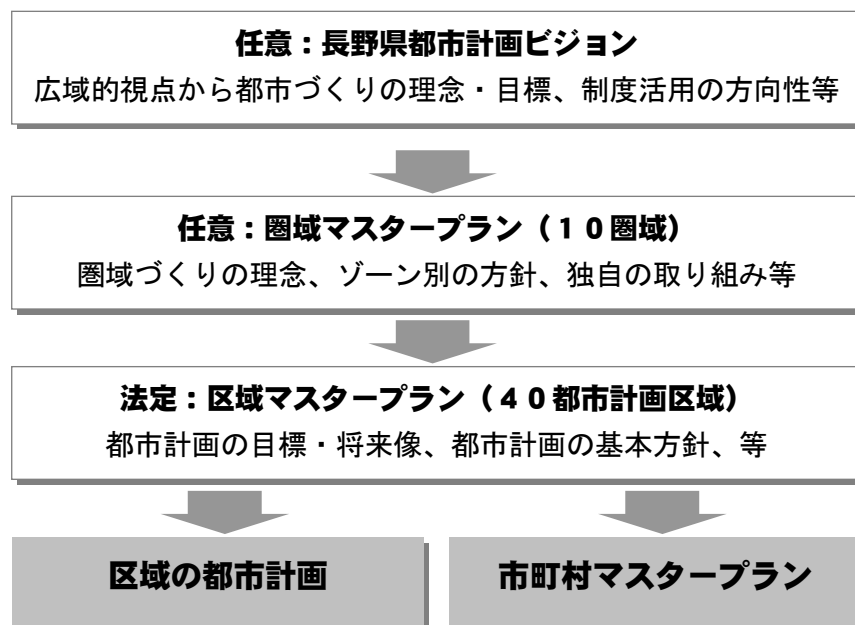
はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

【都市計画策定の経緯の概要】

飯山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（長野県決定）

| 事 項 | 時 期 | 備 考 |
|----------------------------------|---|---------|
| 公聴会のための素案の閲覧 | 平成 24 年 4 月 26 日（木）から 平成 24 年 5 月 18 日（金）まで | |
| 公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項） | 平成 24 年 5 月 19 日（土） | 公述人 1 名 |
| 関東地方整備局長事前協議 | 平成 24 年 6 月 29 日（金） | |
| 関東地方整備局長事前協議回答 | 平成 24 年 8 月 3 日（金） | |
| 市町村意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項） | 平成 24 年 8 月 27 日（月） | |
| 市町村意見聴取回答 | 平成 24 年 9 月 21 日（金） | |
| 計画案の公告 （都市計画法第 17 条第 1 項） | 平成 24 年 10 月 1 日（月） | |
| 計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項） | 平成 24 年 10 月 1 日（月）から 平成 24 年 10 月 16 日（火）まで | 意見書提出なし |
| 長野県都市計画審議会 （都市計画法第 18 条第 1 項） | 平成 24 年 11 月 7 日（水） | |
| 国土交通大臣本協議 （都市計画法第 18 条第 3 項） | 平成 24 年 11 月 15 日（木） | |
| 国土交通大臣本協議回答 | 平成 24 年 11 月 22 日（木） | |
| 決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項） | 平成 25 年 2 月 4 日（月） | |

変 更 理 由 書

「飯山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成 16 年 5 月の策定以降、約 8 年が経過したところです。

また、飯山市域南部の静間地区は、一般国道 117 号バイパス沿道の開発が進み、北陸新幹線飯山駅の開業による新たな開発動向も予想されることから、計画的な土地利用を進めるため、静間地区に都市計画区域を拡大することとなりました。

今般、平成 19 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地再開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、次のとおり変更するものです。

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| 1 | 都市計画の目標 | 1 |
| (1) | 都市計画区域の範囲と目標年次 | 1 |
| ア | 都市計画区域の範囲 | 1 |
| イ | 目標年次 | 1 |
| (2) | 都市づくりの基本理念 | 1 |
| (3) | 地域毎の市街地像 | 3 |
| ア | 都市拠点（中心市街地） | 3 |
| イ | 交流拠点（北陸新幹線飯山駅周辺地区） | 3 |
| ウ | その他の市街地 | 3 |
| エ | ふるさとの農用地 ¹⁾ ・集落地（農業地域及び田園集落地域） | 3 |
| オ | 自然と共生する地域 | 3 |
| 2 | 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 | 5 |
| (1) | 区域区分の決定の有無 | 5 |
| ア | 県による同一基準での判断結果 | 5 |
| イ | 地域特性を考慮した区域区分の検討 | 5 |
| ウ | 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない | 5 |
| (2) | 区域区分の方針 | 6 |
| | おおむねの人口 | 6 |
| 3 | 主要な都市計画の決定の方針 | 7 |
| (1) | 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 | 7 |
| ア | 主要用途の配置の方針 | 7 |
| イ | 土地利用の方針 | 7 |
| (2) | 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 | 9 |
| ア | 交通施設の都市計画の決定の方針 | 9 |
| イ | 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 | 11 |
| ウ | その他の都市施設の都市計画の決定の方針 | 12 |
| (3) | 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 | 12 |
| ア | 主要な市街地開発事業の決定の方針 | 12 |
| イ | 市街地整備の目標 | 12 |
| (4) | 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | 13 |
| ア | 基本方針 | 13 |
| イ | 主要な緑地の配置の方針 | 13 |
| ウ | 実現のための具体の都市計画制度の方針 | 14 |
| エ | 主要な緑地の確保目標 | 16 |

飯山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、飯山都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

ア 都市計画区域の範囲

- ・都市計画区域の名称：飯山都市計画区域
- ・対象市町村：飯山市
- ・範囲：飯山市の一部

イ 目標年次

- ・都市計画の基本的な方向 平成42年
- ・都市施設などの整備目標 平成32年（中間年：平成27年）

(2) 都市づくりの基本理念

飯山市は、長野県の最北端に位置する南北に細長い内陸都市で、北及び西を新潟県及び栄村に、南を中野市に、東を野沢温泉村及び木島平村に接している。

市の中央部を南北にゆったりと千曲川が流れ、西に開田山脈、東に三国山脈が走り、南西部の斑尾高原、ブナの原生林が広がる北西部の鍋倉山などの山々に囲まれている。城下町として発展した市街地の周辺には、唱歌「朧月夜」に歌われているような美しい山河や農村風景が現在でも多く残っている市である。

飯山市では、市全体を公園と呼べるようなまちづくりを目指して「全市公園化構想」を策定し、地域の個性を生かしながら美しい風景を大切にしておく取り組みがされている。また、農作業等を体験しながら地域の歴史や自然に親しむ余暇活動（グリーン・ツーリズム事業）にも積極的に取り組んでいる。

飯山市域南部の静間地区は、一般国道117号バイパス整備に伴って沿道型商業施設や宅地開発が進んできた。北陸新幹線飯山駅の開業による交流人口の増大や新たな開発動向も予想されることから、計画的な土地利用を図るため、平成24年度に静間地区にも都市計画区域を拡大した結果、市域全体（約20,232ha）の6%にあたる1,272haが都市計画区域に指定されている。

また、スキー観光が地域の重要な産業となっている全国でも有数の豪雪地であるため、道路・歩道の冬期交通対策や屋根雪対策等の雪を克服するまちづくりも進められている。

こうした状況に加え、飯山市では昭和30年から人口減少が続いており、全国的に本格的な少子・高齢社会を迎えた今日、人口増加への転換は難しいものと考えられるため、「持続可能な都市」の形成がより一層重要になってくる。そのため、既存ストックを活用しながらも、既存のコミュニティを守り、住民が暮らしやすくなるための都市整備を行い、自立したまちとしての経済基盤が維持できるまちをめざす。

更に、自転車利用の環境整備や公共交通機関の利便性向上等を通じ、コンパクトで温室効果ガスの排出を抑えた都市づくりを図るとともに、景観や自然環境、数多くの貴重な文化遺産などの地域資源の保全・活用、観光による地域の活性化にも配慮したまちづくりを進めていく。

また、地震や風水害などの自然災害による被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフト両面からの対応を進め、災害に強い都市の実現をめざす。

このような社会情勢と飯山市での取り組みを受け、本計画においては次のような都市づくりの基本理念を掲げるものとする。

「健全な自然環境・都市環境を形成し、広域交流を図る飯山都市計画区域」

(3) 地域毎の市街地像

本区域は、次の5つの地域に分けて整備を進める。

ア 都市拠点（中心市街地）

上町、本町、仲町等の旧来からの市街地は、商業、業務、住宅等の都市的土地利用が進んでいる本区域の中心地である。

大規模商業店舗の郊外への立地が相次いだため、商業機能の低下が進行しており、にぎわいの中心として活力の回復を図る。

高橋まゆみ人形館や飯山城址、寺、仏壇店など商業地に隣接する歴史的街並みは、都市型観光地としての魅力を持つことから、積極的な保全及び環境整備により、商業機能、観光機能を併せ持った中心市街地として、北陸新幹線飯山駅開業を契機に回遊性のあるまちづくりを推進していく。

イ 交流拠点（北陸新幹線飯山駅周辺地区）

北陸新幹線飯山駅周辺地区は、全国各地との交流の架け橋となる交流拠点として位置づけるとともに、中心市街地の活性化にもつながるよう、広域観光の拠点となる施設を含めた一体的な面整備と北信圏域の市町村とを結ぶ道路整備などの基盤整備を計画的に推進していく。

ウ その他の市街地

市街地西部の裾野に位置する住居専用系用途地域については、豊かな自然環境を活かした良好な住宅地として整備を図る。また、木島工業団地は、工業基地としての生産環境の向上を図る。市街地南部の一般国道117号沿道を含む静間地区は、北陸新幹線飯山駅開業を契機とした新たな開発動向も見込まれることから、計画的な土地利用の誘導を図る。

エ ふるさとの農用地¹⁾・集落地（農業地域及び田園集落地域）

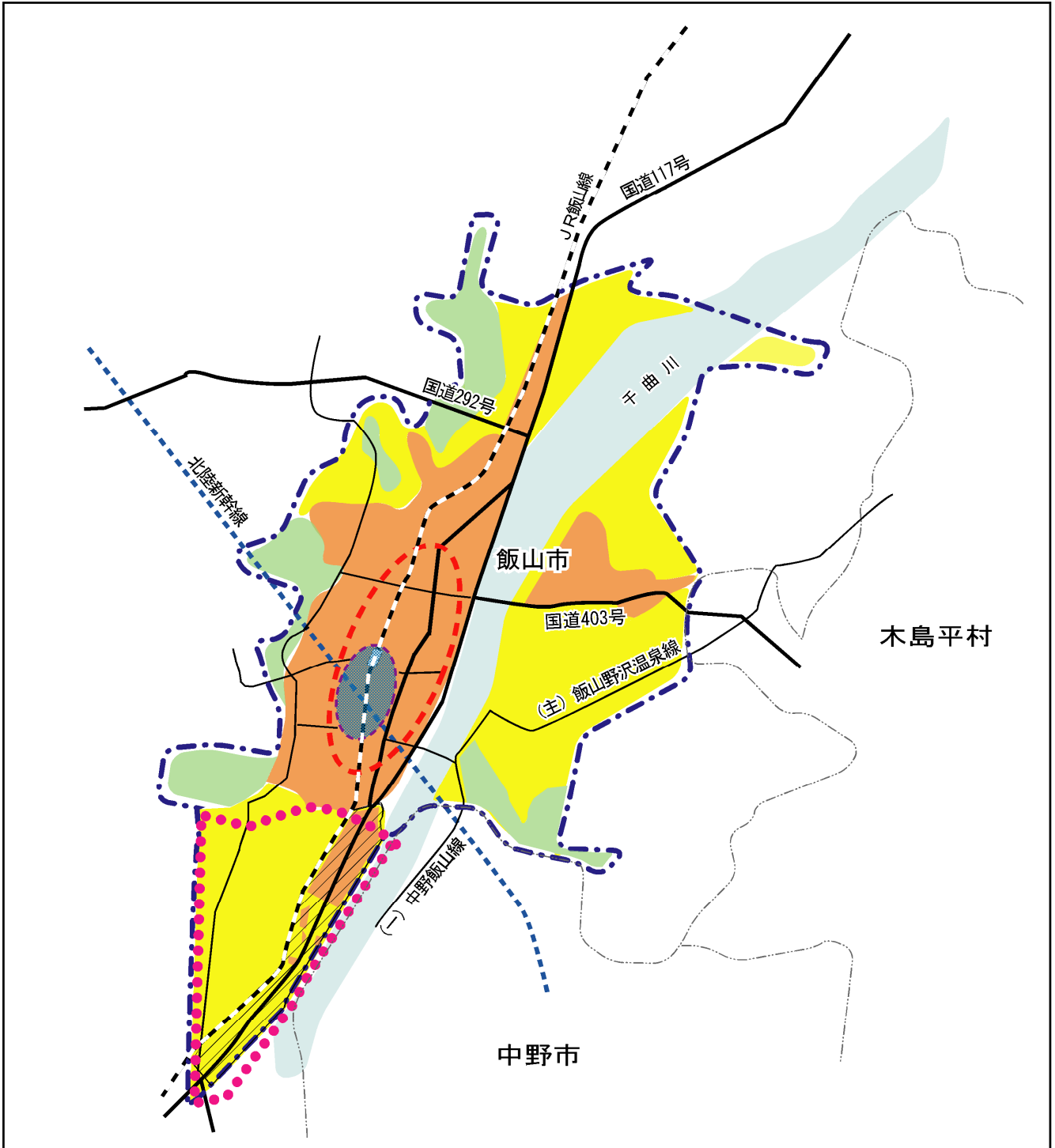
千曲川沿岸及び木島地区等には、集団的な優良農用地とそこに点在する集落地の広がりがある。この優良農用地については、本区域の農業生産を担う基盤として保全を図るとともに、将来の農村観光につながるふるさとの農用地として、その景観保全に努める。

オ 自然と共生する地域

本区域西部丘陵地に広がる森林地域は、自然環境の維持・保全を図りながら、環境教育活動によるふれあいなど、資源の有効活用によって自然との共生を図る地域として位置づける。また、都市計画区域外の居住可能地域に関しては、今後の土地利用状況を見据えて、現在の都市計画区域と一体で整備・開発・保全を推進する。

1) 農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す（造語）。

◆ 都市構造図（飯山都市計画区域）



| | | | | | | | |
|--|----------------------|--|--------------------------------|--|-------------------|--|---------|
| | 都市拠点（中心市街地） | | 市街地 | | 都市計画区域 | | 主要幹線道路 |
| | 交流拠点 （新幹線飯山駅周辺地区） | | ふるさとの農用地・集落地 （農業地域及び田園集落地域） | | 特定用途制限検討地域 | | 幹線道路 |
| | | | 自然と共生する地域 | | 都市計画区域を 拡大した範囲 | | 北陸新幹線 |
| | | | | | 行政界 | | 鉄道（JR等） |

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は次のとおりである。

ア 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性を低いと判断した。その概要は以下のとおりである。

本区域では、用途地域内及び用途地域外ともに人口が減少してきており、都市の集積性、成長性もそれほど高くはなく、無秩序な市街化のおそれは少ないが、今後、金沢駅までの北陸新幹線開業等を踏まえた土地利用規制が必要である。

イ 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外には、市街地西部丘陵地の森林や、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農用地区域に指定された千曲川右岸の優良農地などの良好な自然環境がある。また、「長野県景観条例」に基づき指定された「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域」内では、良好な田園・集落景観の維持・保全を図るとともに、「飯山市環境基本条例」により環境の保全等を行っている。今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、アでは区域区分の必要性が低いと判断され、またイに示す地域特性を踏まえ、急激かつ無秩序に市街化は進行しないものと考えられる。

しかし、近年は、用途無指定地域（白地地域）におけるスプロール的な開発等の問題も存する。こうした問題に対しては、今後、区域区分以外の都市計画手法による土地利用の規制・誘導を進め、周辺の環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現が可能と判断し、区域区分を定めない。

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成 12 年 5 月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か「しない」かは、国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正により、「区域区分」については広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくりの実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区分 \ 年次 | 平成 17 年 (基準年) | 平成 27 年 (中間年) | 平成 32 年 (都市施設などの 整備目標) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------------------|
| 都市計画区域内人口 | 9.7 千人 | おおむね 8.6 千人 | おおむね 8.1 千人 |
| 都市計画区域 拡大区域内人口 | 1.1 千人 | おおむね 1.2 千人 | おおむね 1.3 千人 |
| 計 | 10.8 千人 | おおむね 9.9 千人 | おおむね 9.3 千人 |

(注) 平成 17 年基準年人口は、「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成 27 年及び 32 年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要用途の配置の方針

(7) 商業地

3・4・4号中央通り線沿道に集積されてきた上町、本町、仲町等の旧来からの商業集積地及び3・5・1号上南線に沿って飯山駅まで連担する商業地は、今後とも本区域における中心的な商業地として位置づけ、商業系用途地域として総合的な商業機能の維持改善を図る。

3・5・10号中央橋線沿道（福寿町～愛宕町）における商業施設の立地箇所は、サービス関連業種等身近な商業機能を担う地区として位置づけ、近隣商業地域を基本に商業機能の維持を図る。

3・6・3号飯山新井線（愛宕町）地区は、隣接する神明町とともに、仏壇店、寺の連なる歴史的地区として位置づけ、近隣商業地域として歴史性を活かした商店街づくりを行う。

また、北陸新幹線飯山駅周辺地区は、現在の中心商業地と連担する商業系の拠点として位置づけ、面的整備を図るとともに、北陸新幹線飯山駅周辺及びJR飯山線飯山駅西側を商業系用途地域とする。

(4) 住宅地

商業地の周辺に位置する住宅地区は住居系用途地域とし、居住環境の向上を図る。さらに北陸新幹線飯山駅周辺においても既存の住宅地域が存在するため、良好な居住環境の保全を図る。

市街地西部丘陵地における自然に恵まれた戸建住宅地区は住居専用系用途地域とし、良好な居住環境の維持を図る。

木島地区における既存住宅地は住居系用途地域とし、良好な集落地環境の維持を図る。

区域南部の北畑地区については、無秩序な市街化の未然防止と北陸新幹線の整備効果を受けた「定住促進型」の土地利用を誘導するため、住居系用途地域への変更などを視野に入れ、居住環境の保全を検討する。

(5) 工業地

木島工業団地は、飯山市の基幹産業を担う地区として位置づけて工業専用地域とし、生産環境の向上を図る。

イ 土地利用の方針

(7) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

北畑地区においては、工業系土地利用が進んでおらず現況と乖離が見られるため、定住人口の受け皿となる住宅供給の計画的誘導を図る住宅系用途地域への転換を検討する。

(4) 居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域においては、木造建築物や狭小宅地が比較的多い区域があり、防災上及び

良好な居住環境の形成上問題があるため、地区計画等の適用に向けて検討を進める。また、冬期間の屋根雪対策として、飯山市克雪タウン計画に基づき敷地内に堆雪スペースを確保することにより、ゆとりある生活空間の向上を図る。

(ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域においては、緑地又は風致の維持に関する地域地区等の指定を予定する地区はないが、良好な都市環境の創出、維持・増進を図るため、自然環境や歴史・文化資産に調和した都市内緑地の形成を進める。

特に景観については、景観行政団体への移行と「飯山市景観計画」策定を検討する。また、住民協定の締結等による合意形成の下、統一されたイメージの美しい都市景観の形成に配慮し、住む人、訪れる人にとって快適で魅力ある市街地の形成を図る。

(エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて農用地区域として設定されている集团的優良農地や、木島地区のほ場整備事業等の土地基盤整備事業による受益地等は、営農規模の維持、農業投資の効果を勘案して、「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づき、今後ともその保全を図る。

(オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等に指定することにより、適切な土地利用を図る。

(カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

区域を取りまく山地、丘陵地、千曲川さらに優良農地などの恵まれた自然環境は、良好な都市環境を維持する上からも貴重な財産であることから、生物多様性の保全に配慮しながらこれらの自然資源の保全を図る。

地域内の里山においては、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していく。

森林地域や農業地域については、森林法による保安林の指定や農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定等により、地域の保全を図る。

(キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

近年、飯山市南部の静間地区においては、幹線道路沿道に大規模商業店舗等の立地が顕著であり、北陸新幹線飯山駅開業による新たな開発動向も予想されることから、将来の土地利用を勘案の上、関係機関と調整を図りつつ、特定用途制限地域の決定を検討する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 交通施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域における主要な道路交通体系は、一般国道 117 号、3・4・4 号中央通り線、市道 1-103 号（西回り線）を南北方向の骨格として、一般国道 292 号、一般国道 403 号、3・5・10 号中央橋線（主要地方道飯山斑尾新井線など）、3・5・1 号上南線等を東西の骨格として道路網が形成されている。

しかし、鉄道との交差や地形的制約により幹線道路としての連続性が確保されていない箇所や、都市計画決定後の土地利用の変化及び実際の整備との不整合箇所が生じており、幹線道路としての機能が十分に果たされていない等の課題も残されている。

上信越自動車道豊田飯山インターチェンジや北陸新幹線飯山駅の設置により、本区域が北信圏域の玄関口としての機能を増すことから、広域的連携や都市間交流を支援する交通施設の強化も必要になる。また、市街地内の円滑な交通機能の確保も課題となっている。

このような現況を踏まえ、本区域においては、低炭素都市づくりの観点も勘案しながら、都市計画道路見直しを検討し、必要となる交通施設の整備を計画的に進め、高齢化社会にも配慮されている総合的な交通体系の確立を図るものとする。また、冬期間における交通確保についての研究及び公共交通機関の有効利用を推進する。

b 整備水準の目標

道路交通においては、都市計画道路 15 路線、計画延長 14.63km のうち、平成 23 年度末現在では、改良済延長 10.22km、概成済延長 1.84km、計 12.06km（計画延長に対し 82.4%）の整備が行われている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備の推進を図るものとする。

(4) 主要な施設の配置の方針

a 主要幹線道路

主要幹線道路として、3・4・4 号中央通り線、3・6・5 号国道線（一般国道 117 号）、一般国道 292 号、一般国道 403 号を位置づける。これにより、東西・南北方向の骨格となる広域道路の体系を確立し、交通機能の向上、周辺都市との連絡性の強化を図る。

3・4・4 号中央通り線、3・6・5 号国道線（一般国道 117 号）は、上信越自動車道と関越自動車道を結ぶ、より広域的な道路であり、県の広域道路整備基本計画において「交流促進型広域道路」として位置づけられている道路であることから、道路改良や渋滞箇所の交通容量の拡大等、道路機能向上を図る。

一般国道 292 号、一般国道 403 号は、県の広域道路整備基本計画において「地域形成型広域道路」として位置づけられており、道路改良などによる道路機

能向上を図る。

b 幹線道路

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ幹線道路として、南北方向には3・4・15号斑尾線（主要地方道飯山斑尾新井線）、一般県道中野飯山線、市道1-103号（西回り線）、3・4・2号網切線、3・6・3号飯山新井線（一般県道飯山斑尾新井線など）、3・6・8号新町線を位置づける。

東西方向には3・5・10号中央橋線（一般県道飯山斑尾新井線など）、3・3・7号真宗寺線、主要地方道飯山野沢温泉線を位置づける。

c 補助幹線道路等

上記以外の都市計画道路等については、それぞれの地域における通行機能、空間形成機能、街区形成機能を担う補助幹線道路として位置づけ、必要な整備を進めていく。

d 歩道等

交通結節点となる北陸新幹線飯山駅、観光拠点としての愛宕町、城山公園、中心商業地である本町・仲町等を結ぶ歩道網を配置し、周遊路としての機能向上を図る。この歩道網については、住民生活はもとより、歴史的・文化資源への配慮や、観光面にも活用することから、特にユニバーサルデザインとしての整備を図る必要性が高い。

また、3・3・7号真宗寺線においては、まちのシンボルロードとしての整備を図る必要がある。

既存市街地内で周遊路となる道路においては、ポケットパークや街角広場を機能的に配置し、歩道上の修景とともに、歩く楽しさの演出を図る。

e 公共交通

北陸新幹線飯山駅の開業により交流人口の拡大が見込まれることから、交通結節点として強化を図るとともに、広域交通ネットワークの整備を図る。

また、パークアンドライド駐車場等の整備により、JR飯山線も含めた公共交通の利用促進を図る。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

| 交通施設名 | 路線・施設名等 |
|--------|--|
| 主要幹線道路 | 3・4・2号網切線 3・4・15号斑尾線 3・5・10号中央橋線（一般県道飯山斑尾新井線） 3・6・3号飯山新井線 一般国道117号 一般国道403号 |
| 駅前広場 | 北陸新幹線飯山駅駅前広場（東口・西口） |

イ 下水道及び河川の都市計画の決定方針

(7) 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

(a) 下水道

下水道の整備は、市街化の動向と十分に整合を図りながら、市街地開発事業と併せて効率的な施設整備を行うことが必要である。

本区域における公共下水道事業は、飯山処理区の北陸新幹線飯山駅周辺整備地区のみ整備中である。

今後とも、関連計画との整合を図りながら、目標達成に向けた計画的な整備を進める。

(b) 河川

河川の整備にあたっては、治水機能だけでなく都市景観や親水性の向上、水質の浄化、自然環境の保全などに配慮しながら、総合的に治水事業を促進していくものとする。また、内水危険地域の河川については、内水排除施設の機能維持を図る他、災害時の迅速な対応及び水防活動等への協力に努める。

b 整備水準の目標

(a) 下水道

飯山駅周辺においては、北陸新幹線飯山駅の設置と併せて計画的整備を図る。

(b) 河川

整備が必要な一級河川において、今後とも計画的な改修促進を図る。

(4) 主要な施設の配置の方針

a 下水道

公共下水道事業は、北陸新幹線飯山駅周辺整備地区の面的整備を行う。

b 河川

現在進められている治水対策を促進するとともに、河川整備計画の策定を行い、計画的な整備を図る。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

| | |
|--------|---------------|
| 下水道事業名 | 下水道処理区名 |
| 公共下水道 | 飯山市公共下水道飯山処理区 |

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

高齢化社会の到来、核家族化の進展等に対応して、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の確保を目標として、福祉施設、教育文化施設等その他の都市施設の整備を行う。

(4) 主要な公共施設の配置の方針

a 供給処理施設

汚物処理場としては、グリーンパークみゆき野があり、その機能維持・向上を図る。

卸売市場としては、飯山市場があり、その機能維持・向上を図る。

火葬場としては、みゆき野斎苑があり、その機能維持・向上を図る。

ごみ処理場としては、エコパーク寒川があり、その機能維持・向上を図る。

b 教育文化施設

義務教育の面では、小中学校の老朽化対策や教育の充実に沿った施設整備を図る。

文化教育の面では、より充実した地域振興や芸術文化活動の発展のため、これまで整備してきた施設の利用促進と、未利用日の有効活用を図る。

| 屋外レクリエーション施設等 |
|---|
| 飯山シャンツェ、飯山運動公園（市民体育館、多目的運動広場、プール、ピクニック広場、体育館前広場、野球場、テニスコート、マレットゴルフコース）、河川敷グラウンド、芝生広場、城山公園（弓道場・武道館）、勤労者体育館、屋内運動場、美術館、図書館、市民会館、女性センター未来、グリーンツーリズム交流拠点（森の家等） |

(ウ) 主な施設整備の目標

既存の施設の活用及び効率的な運用を図るとともに、各部門の整備計画などに基づき、計画的な整備を推進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要な市街地開発事業の決定の方針

北陸新幹線飯山駅周辺整備計画とあわせ、地域住民の住環境の整備・保全と中心市街地商業等の活性化を一体的とした都市再生の推進を図る。

イ 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。

| 種別 | 地区名 | | 面積 |
|----------|-----|------------------|-------|
| 土地区画整理事業 | 飯山市 | 新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業 | 7.7ha |

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア 基本方針

(7) 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域は、中央に千曲川が南北に流れ、また、市街地に隣接して丘陵が迫る独特の地形、景観を形成しており、この貴重な自然環境の適正な保全をするとともに、生物多様性に配慮した都市づくりを行う。

都市における緑は、市民の心にゆとりややすらぎ、活力を与えるものであり、身近な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしている。

このため街路樹の植栽・公共公益施設の緑化を図るとともに、全市公園化構想を普及させ、緑と花のある市街地形成を図っていく。

公園緑地は、市民のコミュニティ活動やスポーツレクリエーション活動の場であるとともに、美しい都市景観を形成する重要な要素であることから、事業中あるいは計画のある公園緑地整備を積極的に進めていく。

都市公園は、地域住民あるいは市民のやすらぎと憩いの場として機能しており、また、災害時の避難場所としても機能することから、現在の都市公園に加え、都市公園が不足している地域の計画的な整備・配置を行う。

また、地域の特性を考慮した街路樹やフラワーロードの整備によるまち中の木影や四季の彩りを創出する取り組み、道路沿道における街路樹や緑地等の整備と適正管理による道路交通環境等の改善を進める。

(4) 緑地の確保目標水準

都市計画公園は4箇所21.22ha（街区公園3箇所0.42ha、運動公園1箇所20.80ha）の計画決定のうち、平成23年度末現在では、20.59haが開設済みとなっている（進捗率は97.0%）。また、都市計画決定していない開設済みの公園は、2箇所6.83ha存在する。

今後は、「飯山市都市計画マスタープラン」、「飯山市環境基本計画」、「飯山市景観形成基本計画」と併せて、緑地の整備促進を図る。

イ 主要な緑地の配置の方針

(7) 環境保全系統

都市における骨格を形成する自然環境として、千曲川沿いの自然環境の保全を図っていく。また、区域内に位置する丘陵地の自然環境の保全を図る。

(4) レクリエーション系統

街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園等の都市公園整備を促進する。河川沿いの道路や緑地を中心に遊歩道やサイクリング道など多様なレクリエーション事業を進めていく。

(ウ) 防災系統

市街地周辺を取り囲む山地の森林は、防災上から災害防止に役立つ緑地であるため保全を図る。

(I) 景観構成系統

区域全体の統一的な景観形成を目指し、農地、森林を含めた総合的な都市景観形成を図る。また、農地、森林の保全を行い、美しい景観の形成を目指す。

「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画」で市街地地域として区分されている地域においては統一感のある個性的な街なみの形成を図るほか、沿道地域、田園地域、山麓田園地域、山地・高原地域においては背景となる山並みのスカイラインとの調和等、それぞれの地域特有の景観形成に努める。

ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(7) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

a 街区公園

誘致距離や街区パターン、他の公共施設の配置状況や地形的制約を考慮しながら、住区単位での配置を推進する。

また、北陸新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業に伴い、地区内の都市公園が不足している地域で、計画的な整備が必要とされている城南中学校周辺での配置を検討する。

b 近隣公園

誘致距離や街区パターン、他の公共施設の配置状況や地形的制約を考慮しながら、住区単位での配置を推進する。

c 地区公園

各市街地の密度や、円滑なアクセスの確保が可能になるように配慮して整備する。それぞれの地域にとって身近な場所でスポーツを楽しむことのできる空間として、スポーツ施設の整備及び適切な維持管理を行う。また、市街地の中心的な公園として飯山城址公園の整備を検討する。

d 総合公園

整備されている飯山運動公園の利用促進を図る。

e その他の公園緑地等

区域内の優れた環境資源を活用した都市緑地等を配置し、整備を図る。

また、北陸新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業に伴い、地区内に緑地を配置する。

(4) 緑地保全地域等の決定目標及び決定方針

特に決定の目標はない。

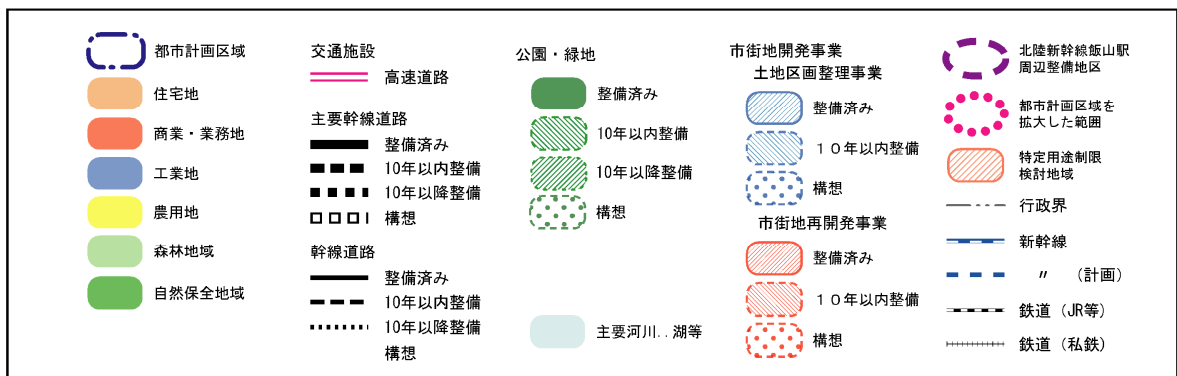
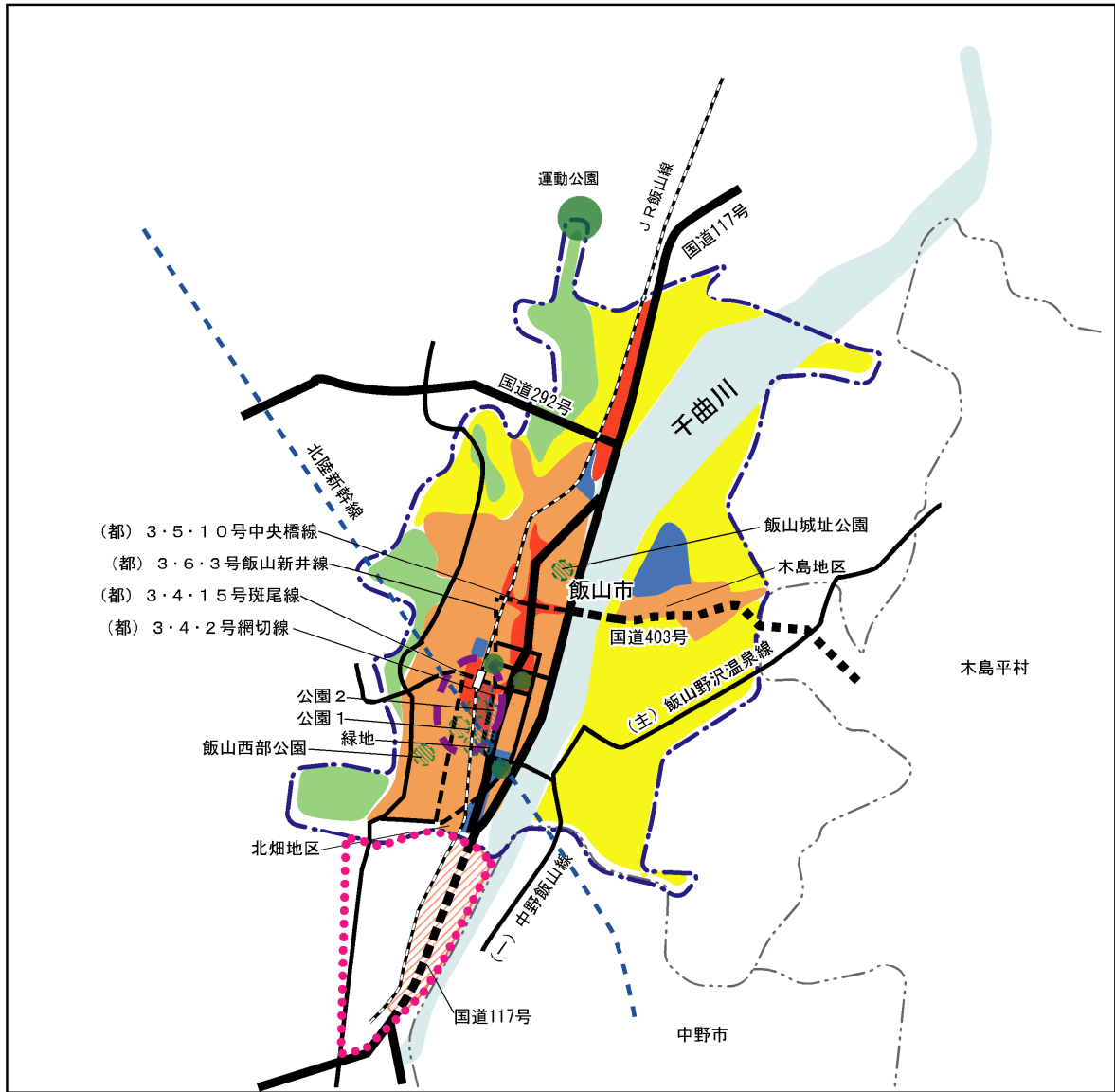
将来的には、優れた風致、景観を有する緑地で、かつ、レクリエーション系の重要な機能を担う地区、並びに周辺部で文化財に併設された緑地及び景観の保全に寄与する緑地一帯の指定を図る。

エ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主な公園は、次のとおりである。

| 種別 | 名称・地区名等 | 確保目標 (規模 ha) |
|-------------|------------------------------|-----------------|
| 公園等 都市公園 | 新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業区域内公園1(街区公園) | 0.2ha |
| 公園等 都市公園 | 新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業区域内公園2(街区公園) | 0.1ha |
| 公園等 都市公園 | 飯山西部公園(街区公園) | 0.9ha |
| 公園等 都市公園 | 飯山城址公園(地区公園) | 6.5ha |
| 公園等 緑地 | 新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業区域内緑地(緑地) | 0.3ha |

都市計画区域マスタープラン附図
飯山都市計画区域（飯山市）



**飯山都市計画（飯山市）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成25年3月発行

○長野県北信建設事務所整備課

〒383-8515 長野県中野市大字壁田955番地

TEL 0269-22-3111

FAX 0269-28-0770

E-mail hokuken-seibi@pref.nagano.lg.jp

○長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315

E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp